

平成30年鞍手町議会第9回定例会会議録（第2号）						
平成30年10月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成30年10月 1日 午後1時00分				田中二三輝	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成30年10月 1日 午後3時14分				田中二三輝	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局次長	長浦良	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

# 平成30年第9回鞍手町議会定例会議事日程

10月1日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成30年第9回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
4番 宇田川 亮	<p><b>1. 前町長が逮捕された事件について</b></p> <p>(1)官製談合防止法違反等で前町長が逮捕されたが、真相を究明していく考えは。</p> <p>(2)入札事務の見直しなど、再発防止に取り組む考えは。</p>	町 長
8番 西藤 典子	<p><b>1. コミュニティバスについて</b></p> <p>(1)コミュニティバス運行の目的は。</p> <p>(2)利用の現状は。</p> <p>(3)財政上の問題点は。</p> <p>(4)今後、町民の移動手段として充実させる必要性は。</p> <p>(5)利便性を高め、利用者を増やす方策は。</p> <p><b>2. 県教育委員会の「教職員の働き方改革取組指針」の概要と町教育委員会の対応について</b></p> <p>(1)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」中間まとめ(2017年12月12日)の概要と評価について。</p> <p>(2)中間まとめで、学校・教師が担う業務の明確化・適正化として、14の項目が挙げられているが、どのような内容か。すでに対応できているもの、対応の予定があるものは。</p> <p>(3)福岡県教育委員会の「教職員の働き方改革取組指針」の概要と評価について。</p> <p>(4)県が調査した、市町村における教職員の働き方改革の取組状況について、その内容と町の回答内容は。</p> <p>(5)「教職員の働き方改革」に対する教育長の見解と対応は。</p>	町 長 教育長
5番 竹内 利一	<p><b>1. くらて病院について</b></p> <p>(1)くらて病院建設は今後どのようにされるのか。</p> <p><b>2. 庁舎について</b></p> <p>(1)庁舎建設の今後の予定は。</p>	町 長 町 長
9番 鯉坂 省治	<p><b>1. 待機児童対策について</b></p> <p>(1)現在の待機児童の人数は。</p> <p>(2)2019年10月から幼児教育無償化による待機児童の増加の傾向は。</p> <p>(3)待機児童を解消するための対策は。</p> <p>(4)保育士の人件費改善の考えは。</p> <p><b>2. 小学校の環境改善について</b></p> <p>(1)すべての小学校に酷暑対策のエアコン設置の考えは。</p> <p>(2)トイレの洋式化の進捗状況は。</p>	町 長 町 長

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
12番 須山由紀生	<b>1. 障害者雇用促進法について</b> (1) 障がい者の雇用促進や、差別解消法についての考え方は。 (2) 障がい者を雇用しなければならないと義務付けられている町内の企業は。 また、その雇用率は。 (3) 本庁での障がい者の雇用人数と雇用率は。対象となる障がい者の障がいの内容は。	町長

平成30年10月1日（第2日）

開議 13時00分

○議長 田中 二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、前町長が逮捕された事件に関連して質問をいたします。

まず、岡崎新町長になって一番バッターが私ということで、光栄に思っております。

この間、まともな議論が出来なかった部分があったと思いますので、岡崎町長はそういうことはないだろうと思って質問させてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

前町長は、3年前の2015年7月、町発注の下水道設計業務委託の入札で、最低制限価格を設け、当時の副町長等から撤回を求められたにも関わらず、それを聞き入れませんでした。しかも、非公表の価格を業者に漏らすなどして、今年の7月9日、官製談合防止法違反と公契約関係競争入札妨害により逮捕されました。

さらに業者から受け取ったお金を町長室で分けるなど、信じられない事件を起こしていました。そしてあろうことかお金を分け与えた人物は病院人事に不当に介入し、理事に据えようとした人物だということも分かりました。まさに前町長の就任期間の半分以上も町民を騙し続けたこととなります。

これらは、新聞記事などの報道によって分かったことですが、前町長がいつどういう手口でどんな事件を起こしていたのかを明らかにする必要があります。クリーンな政治と町民の信頼を取り戻すという岡崎町長は、真相究明を行っていくのかお尋ねいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

答弁に先立ちまして、このような事件が起きたことにつきまして、まずは町民の皆様へ深くお詫びを申し上げたいと思います。

答弁につきましては、いま質問者からも経過の説明がありましたけれども、まずは総務課長から事件発生からこれまでの経過を報告させます。

答弁については、その後私の方から答弁させていただきます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回の事件は、平成27年7月15日に実施いたしました鞍手町流域関連公共下水道事業設計業務委託の指名競争入札に際し、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害及び加重収賄容疑で前町長及び関係業者等5名が逮捕されたものであります。

これまでの経過としましては、7月9日に当該業務委託の古月処理分区実施設計業務委託及び中山処理分区実施設計業務委託、その1の2件の入札につきまして官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害容疑で、前町長と当該実施設計業務委託を落札した、株式会社太平設計と日航コンサルタント株式会社の2業者の関係者が逮捕されております。

その後、7月24日に前町長の顧問弁護士から7月31日付けでの辞職願が議長宛てに提出され、7月31日に臨時議会が開催され、辞職について同意されております。また同日の7月31日には、7月9日逮捕の容疑についての起訴と、新たに中山処理分区実施設計業務委託その2の入札につきまして、同じく官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害容疑で前町長が再逮捕、株式会社旭技研設計コンサルタント、その他の関係者が逮捕されました。更に、8月21日には7月31日逮捕の容疑について起訴と、また新たに中山処理分区実施設計業務委託その2の事件に関連し、加重収賄罪の容疑で前町長が3度目の逮捕、その他の関係者が再逮捕され9月11日に起訴されております。

以上、経過でございます。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この間、役場としましては、度重なる家宅捜索や県警、検察による事情聴取に時間外、休日問わず相当数の関係職員を派遣するなど、真相の究明に向け全面的に協力を行ってまいりました。

今後は司法の手により真相が明らかにされていくこととなりますので、町としましては操作協力を継続しつつ、その動向を見守りたいというふうに考えております。

また、この事件の背景としての最大の要因は、前町長の独断専行による町政運営にあったのではないかと考えています。その上で、町長が入札執行権限者であるにも関わらず、全ての権限が集中しすぎていたこと、また今回の事件の直接の原因となった最低制限価格の設定の要否や指名競争入札なのか、一般競争入札なのかといった入札事務を慣例で運営してきたため、執行権限者の一存で変更できてしまったことも原因であると考えています。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もちろん司法の手に委ねるということで執行部の方も全面的に協力してきたと。今後もそ

の体制でいくでしょうけれども、我々がこの中身については新聞報道でしか分からないのです。その点について議会としてもどういう経緯で、今、総務課長が言われた経緯も含めてですけれども、もっと、後から新聞報道でもありましたように、先程言いましたとおり町幹部から最低制限価格を設けるとかというのは、ちょっと慣例でもないし止めた方がいいというような撤回を求められたとしたけれども、それでも独断で先行されてきたと。そういった内容も含めて細かく、町としても真相を究明していく、司法の手だけでなく、そういったものも含めて真相究明していくべきではないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今後、起訴されたことで、先程も言いましたように司法の手で真相の究明の一つとしては行われます。と同時に町としても質問者が言われるように、今後どのような入札にして行くのか、どう改革して行くのかということにつきましては、やはりその原因の究明も精査していく必要があると思いますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

2番目の質問とも関連があって、今まさに町長が言われたように、真相究明する原因が分からないことには再発防止をどうしていくのかというのはなかなか進まないということで、こういう防止策があれば間違いないとかいうのも含めてですが、次の質問ですが、真相究明を今言ったようにしないと再発防止にも繋がらないということで、町長も見られたと思いますが、8月30日付の西日本新聞では、「新しい制度を導入するため、先進的な自治体の取組を調べた」という記事が載っていました。長崎県南島原市の中身とかというのも載っていましたし、また総務課長も町長が不在の時に記者からの質問等で、入札事務の見直しが必要というふうに答えられていたというふうに思います。

今後の再発防止策について、先程言いましたように、町長も言われましたが、独断専行でいったというような問題点があるだとか、いろいろな問題点が見えて来ると思うのです。それも含めて再発防止策というのを考えていかないといけないというふうに思いますが、この点についても一度答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

再発防止策については、私が選挙の途中でもいろいろと発言はしてきています。町長就任後もすぐに担当者に指示をしています。

現在、県及び近隣自治体の制度の調査も開始をしています。加えて、私自身先日直接県の

市町村支援課の方に出向いて行きました。そして連絡も取ってバックアップをしていただくよう要請をしているところです。

今後、慣例での運用と執行権限者の独断による変更についての対応をどのようにしていこうかということで、今、検討を進めているところです。

今のところは、ここまでの答弁しか出来ないということです。

○議長 田中 二三輝君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

議員との立場から調査権限を使ってもなかなか目が届きにくい部分でもありますし、今回の事件についてですが、議会としても知る必要があると思いますし、再発防止策、こういうことで検討を進めて行っているとかという中間報告なり、基本の姿勢なりも議会の方に是非報告していただきたいし、後もう一つは、鞍手町は町内業者の育成ということで町内業者の指名競争入札だとかというのもやっています。その辺も含めて是非検討が必要ではないかというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

質問者が言われるように、その辺も含めて検討するように今指示をしています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

以上で宇田川亮君の質問を終わります。

次に、8番議員 西藤 典子君の質問を許可します。

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

まず、コミュニティバスについて質問いたします。

コミュニティバスの運行の目的は何でございましょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

本町では、平成23年6月に鞍手町コミュニティバス等運用条例を制定し、現在コミュニティバス3路線と、予約型乗合タクシー2路線の運行を交通事業者に委託をしています。

コミュニティバス等の運用する目的は、運行条例第1条に規定をしておりますとおり、鞍手町内における生活交通手段を確保し、もって公共の福祉の増進に寄与することとあります。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。



○8番 西藤 典子君

私、このところコミュニティバスを利用させていただく機会が多かったのですが、なかなか便利とは言えない状況がございました。現在の利用の現状、乗車人数とか運賃収入とか、そういった具体的なことをお聞きしたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

利用状況につきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

それでは利用の現状についてお答えをいたします。

まず、コミュニティバス、これは愛称としてスマイルバスと呼んでいるものですが、現在、宮若線、倉坂線、泉水線の3路線を運行しています。

まず、利用人数ですが、平成29年度の総利用者数は6万8,156人、運行日数365日で除しますと、1日あたり平均186人が利用をしていることとなります。この内、鞍手中学校生徒の利用者数は1日平均54人となっております。

また、予約型乗合タクシー、これは愛称としてもやいタクシーと呼んでいるものですが、現在、長谷線、上木月線の2路線を運行しております。平成29年度の総利用者数は、2,213人で、運行日数365日で除しますと、1日あたり平均6人が利用していることとなります。

経費の状況も引き続きよろしいでしょうか。収支も引き続きご報告いたします。

まず、スマイルバス3路線に係る平成29年度の運行収支ですが、運行維持費5,389万2,903円に対し、運賃収入が1,128万4,622円で差引4,260万8,281円の欠損額となっております。収支率は20.9%でございます。

また、もやいタクシー2路線に係ります平成29年度の運行収支ですが、運行維持費184万7,478円に対し、運賃収入が42万2,006円で、差引142万5,472円が欠損額となっております。収支率は22.8%でございます。

スマイルバスともやいタクシーを合わせました欠損額は4,403万3,753円ですが、本町のコミュニティバス運行に係る国、県の補助金及び宮若市からの負担金929万4,557円を差引いた平成29年度の実質的な町の負担額は3,473万9,196円となっております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

今お聞きしましたが、いただきました資料の中にバリアフリー対応の新車両を活用して、

平成26年に購入されたそうですが、財政負担の軽減に繋げて行きたいということが書いてありますが、このバリアフリー対応の新車両というのはどんな物で、どんな時に、どのように利用されているものなののでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

特定の時に利用しているのではなくて、いま中学生が利用していますスマイルバスの泉水線、倉坂線、それから西鉄バスにつきましても、これは西鉄バスから借りている車両でございますが、いずれも車椅子対応ということになっていきます。それからステップが低い、足を上げなくても乗れるということがこのバリアフリー対応ということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

いただきました資料の中に、平成29年度は宮若線の一部が国庫補助の対象となったから、運行維持費の赤字額が減額となったということが書いてありますが、国庫補助の対象となった理由と申しますか、根拠というのはどういうことだったのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

この車両は、いま宮若市の宮田バス停から鞍手駅までを結ぶ、宮若市と鞍手町を結ぶ路線が今回地域間交通の補助の対象になりました。それまでなぜ補助金の対象になっていなかったかと申しますと、実はこれいろいろ要件がございまして、一つは、準中心市町村といわれる、ここでは直方市と市町村の交通結節点を結ぶというのが一つの条件であったのですが、宮若市がその準中心市町村と今まで認定をされていなかったのです。しかし宮若市には鞍手町から買い物に行ったり、学校に行ったり、そういった形で直方市と同じように準中心市町村の役割をもっているということで再三県の方に要望いたしまして、それが認められたことで地域間交通の補助の対象に平成29年度からなったということでございます。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

いろいろな制度上の決まりとか、そういったことを更に捜して行けばというか、制度上の抜け穴というか、そういったものがもしかしたらあるかも知れない、そういったことも是非力を入れて究明していただき、財政の面、利便性の向上に繋げていただけるような努力もお願いしたいと思うのですが、いずれにしましても今のままでは十分ではないと思います。

今後町民の移動手段として充実させる必要が非常に大きいと思いますが、その点についてのご見解をお願いいたします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま鞍手町自体高齢化をしてきています。そして運転免許証も返納される方も増えてきています。そういった意味から公共交通に頼らざるを得ないというか、そういう高齢者の方が益々増えて来るといふふうに考えています。

買い物や通院など高齢者の日常の生活支援のためにも、移動手段としての公共交通の確保、充実の必要性は十分に感じております。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

だからぜひ利便性を高めて利用者を増やすということに今後力を尽くさなければいけないのではないかと思います。その利便性を高め利用者を増やす方策はどういったことをお考えでございましょうか。伺います。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在、町民代表や交通事業者、学識経験者などで構成される鞍手町地域公共交通会議において、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでおります。この計画策定の過程において多用な調査を行い、多くの利用者の声を拾いますと共に利用状況等の分析や交通事業者のヒアリングを実施しています。公共交通の利便性を高め、利用者の増加を図るための具体的な方策はの中で検討をして行きます。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

いただきました資料の中に、中学校が統合されましてコミュニティバスがスクールバスとしての機能を兼ねていると、なかなか利便性を高めることが難しいという点があるというようなことをお聞きしましたが、スクールバスにつきましては、補助金の制度は全くコミュニティバスと違っているということを聞いていますが、そのスクールバスの導入というようなことは考えられませんか。

○議長 田中 二三輝君  
地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

スクールバスの導入については、今地域公共交通会議の中でも話題となっています。やはり中学生生徒の通学、それから部活の後の帰り、ここの確実な送り迎え、それと一般の高齢者等が日中に移動する時間というのはかなり解離しているところが多い、ここをやはりお互

いが利用しやすいようにするためにはスクールバスの導入という方向に舵を切るというのもこれは必要なことではないかということで、先程町長が申しました交通の形成計画の策定の調査の中においていろいろな声を拾いながら、その方向が現状よりもベストであるということであればそちらの方向になるということも考えられると思います。以上です。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

この件につきましてはこれで終わりました、次の質問に移らせていただきたいと思います。福岡県教育委員会が今年の3月に発表して、各市町村の教育委員会に取組を促しましたところの教職員の働き方改革取組指針の概要と町教育委員会の対応についてということに移らせていただきますが、まず、県の指針に先立ちまして中教審の学校における働き方改革特別委員会が取りまとめられました新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についての中間まとめというものが出されております。

まず、この中間まとめにつきましては概要と評価につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

学校における働き方改革について、文部科学省より出された新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中間まとめの概要と報告について説明いたします。

はじめに概要について説明いたします。

学校における働き方改革を進めるためには、教師一人一人や学校により取組を進めるだけでなく、文部科学省及び都道府県教育委員会、市町村教育委員会等の役割が大変大きくなります。

そこで、教師が疲労や心的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないように長時間勤務の是正に向けて勤務環境を整備するとともに、教師が研鑽や授業準備等の時間を確実に確保し、限られた時間で授業をはじめとした学習指導、学級担任等の学級経営、生徒指導等をこれまで以上に効果的に行うことが出来る環境を確実に整備することを目指すとした内容となっております。

また、学校における働き方改革は、国や地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて学校による勤務対応の違いや、毎日児童生徒と向き合う教師という仕事の特性を考慮しながらその解決に向けて取り組んで行くことが必要だとされております。このため、これまでの長時間勤務を良しとする働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことが出来るようになるという働き方改革の目指す理念を強しながら、

直ちに実行出来るようにするものです。

具体的には、基本的な考え方を明確にするとともに、学校教師が担う業務を明確化、適正化を図り、学校の組織、運営体制づくりや教職員の意識改革、制度面の検討を行って、実現に向けた環境整備を進めて行こうとするものです。

次に、評価について説明いたします。

文部科学省から示された内容を踏まえ、教職員の働き方改革を進めて行く上で、これまでの勤務状況等への見直しの視点や具体的な進め方が示され、これまでの年休消化の取組や時間的な削減をすること等表面的なことだけでなく、学校の教育活動や教師の業務内容、学校組織のマネジメント等まで踏み込んでおり、指針として活用出来ると考えます。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

本当に私も教員をしておりましたので良いものが出たなと思っております。

今まで、私の同僚だった方も途中で病気になって休まれたり、早く退職されたり、中には退職はしなかったけれど退職後すぐに亡くなられたりという方が多くて、本当に教職員の働き方というのは深刻な問題があったと思うのです。こういうことが出ました。

これをぜひ生かして行きたいと、教育委員会としても生かしていただきたいと思っているのですが。

次の質問ですが、この中間まとめの中で具体的な話を書いてあります。

学校や教師が担う業務の明確化、適正化としまして14の項目が上げられていますが、それはどんな内容であるか、また既に対応出来ているものと、今後対応の予定があるもの、そういうものについてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

はじめに、中間まとめで学校教師が担う業務の明確化、適正化として上げられている14の項目の内容について説明いたします。

- 1、登下校に関する対応。
- 2、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応。
- 3、学校徴収金の徴収管理、
- 4、地域ボランティアとの連絡調整。
- 5、調査統計等への回答。
- 6、児童生徒の休み時間における対応。
- 7、校内清掃。
- 8、部活動。

- 9、給食事の対応。
- 10、授業の準備。
- 11、学習評価や成績の処理。
- 12、学校行事等の準備、運営。
- 13、進路指導。
- 14、支援が必要な児童生徒、家庭への対応となっております。

既に対応出来ているものとしては、部活動での外部人材の参画を図ったり、学習評価成績処理でのICTの活用。

学校行事の精選や内容の見直し。

地域主催行事との合同開催。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会の相談員等との専門的な方々による児童生徒や家庭への支援等を実施しております。

これらの業務の14項目につきましては、中間のまとめでありますので、今後最終報告が示されると考えております。

そこで、中間まとめとして上げられておりますこの14項目の内容につきまして、教育長会や町の校長会等で情報の交流を行いながら進めて行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

今言っていただきました中の3番目の給食費などの徴収、管理ということで、担任の先生が兼任していらっしゃるのかというような学校の例もあるようです。こういったことについての公会計化といえますか、そういった予定はございませんか。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

いまのところ町全体としての給食費の公会計化ということはしておりますが、各学校ごとにはしておりません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

次の質問に移らせていただきます。

○議長 田中 二三輝君

教育長より先程の答弁の修正を求められておりますので、発言を許可します。

○教育長 栗田 ゆかり君

中学校が振込にしているということです。あとは私会計でございます。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

それでは、最初の項目事項として上げておりました項目に移ります。

今年3月に発表された福岡県教育委員会の教職員の働き方改革取組指針の概要と評価についてお尋ねしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

それでは、中間まとめを受けまして、福岡県教育委員会の教職員の働き方改革取組方針が出されておりますので、その概要について説明をいたします。

福岡県教育委員会の教職員の働き方改革取組方針は、教職員の長時間勤務を改善し、次の2点を実現することを目指して作成されました。

1点目は、教職員のワークライフバランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことが出来る環境を整備すること。

2点目は、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させることとされております。そのために、平成30年度から32年度までの3年間で超過勤務時間を20%削減するという数値目標を設定し、教職員の意識改革、業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の4点から具体的な取組みを行っていくものです。

評価につきましては、福岡県のこの指針は中教審の中間まとめを踏まえ、より県内の実態を基に作成された内容であり、長時間勤務を改善するために数値目標が示されているため、達成目標を把握しやすいと考えます。ただ、数値目標にとらわれ量的なことの削減のみにならないよう、それぞれの学校での必要性和取組みやすさから優先順位を付けて内容面の改善を行っていくことが必要だと考えております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

西藤典子君。

○8番 西藤 典子君

指針に基づきまして県が取組状況の調査を行っております。7月末現在の取組状況が8月出されておるようです。

県が調査した市町村における教職員の働き方改革の取組状況について、その内容、どんな調査の項目があったのか、それに対して町としてはどのような回答をなされたかお尋ねしたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

**○教育長 栗田 ゆかり君**

県が調査した市町村における教職員の働き方改革の取組状況の内容についてご説明いたします。

市町村における教職員の働き方改革の取組状況の調査につきましては、福岡県教育委員会ではなく、本年4月1日を基準日として文部科学省が調査した結果がありますので、その内容について説明いたします。

調査項目は6問からなり、

- 1 問目は、学校における業務改善について、
- 2 問目は、勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について、
- 3 問目は、働き方に関する意識改革について、
- 4 問目は、業務改善の定量的なホローワープについて、
- 5 問目は、都道府県教育委員会に対する業務改善の取組みについて、
- 6 問目は、その他となっています。

町の回答内容につきましては、問い4までの回答内容を説明いたします。

問1の学校における業務改善は、業務改善方針や計画の策定はしていませんが、事務職員による共同実施を行い、研修等の時期は教職員の負担にならないよう十分調整や工夫を行うとともに、教育委員会での関係機関との連絡連携体制を整え、業務の適正化を図り、積極的に業務の先頭に取り組んでいます。また、先程も述べましたが、外部人材の方による部活動指導員やICTの活用による事務作業の負担軽減も進めているところでございます。

しかし、登下校に対する対応や放課後や夜間などの見回り、児童生徒が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収管理、地域ボランティアとの連絡調整、児童生徒の休み時間における対応については取り組んでいない状況です。

問2の、勤務時間の管理の徹底及び適正な勤務時間の設定につきましては、特に取り組んではおりませんが、調査以前より月2回の定時退校日の設定や本年度から8月13日から15日までの学校閉庁日の設定を行っているところです。また、勤務時間管理につきましては、自己管理を進めながらも管理職による声かけ等も行っているところです。

問3の働き方に関する意識改革では、教育委員会が毎年行っている自己点検評価の中で業務改善の取組みに取り上げて図っているところです。

問4の業務改善の定量的なフォローアップについては、勤務時間に関することや部活動に関するところで、定量的なフォローアップを図っているところです。以上でございます。

**○議長 田中 二三輝君**

西藤典子君。

**○8番 西藤 典子君**

そういうことで予算措置もあることですから、一気にには出来ないと思いますが、徐々に取組んで強化していただけたらなと思います。ところが、発言通告しました後の9月27日ですが、文科省は9月27日に中教審の学校における働き方改革特別部会で時間外勤務の抑制



に向けた論点例として、何と変形労働時間制の検討を盛込んだということが報道されております。

この変形労働制の導入ということは、自民党の教育再生実行本部が5月に学期中の長時間労働、夏休みなど長期休業で穴埋めするとして変形性の導入を提言した。この変形性については、2007年と8年の中教審でも導入が議論されたのですが、学校現場から夏休み中は研修、個人面談、部活動、会議、補充学習、保護者との懇談などの業務がある異常な長時間労働の実態を隠蔽する危険性がある等という批判が噴出しまして、導入は見送られてきたものなんです。これを、また今回出そうとしております。

せっかく素晴らしいものが出た、そしたら早速長時間労働の是正に逆行するような危険な動きが既に起こっているということで非常に憤りを覚えます。

我が国の教育予算は、OECDの先進国の経済協力機構の加盟国の34カ国中の34位なんです。本当に教育予算を出し渋っているというか、そういう実態があります。だからこういう逆流も起こるのではないかと思うわけです。

教育予算というのは、国の未来に対する投資でありますし、今からずっと教育長から上げていただきました先生方の労働条件というのは、とりもなおさず子ども達の教育条件なのです。だから鞍手の子どもの達の明るい未来のためにも、こういう逆流を許さず教育予算を増やす、そういう要求を続けて行きたいと思っておりますが、最後に、この教職員の働き方改革に対する教育長の見解と今後の対応についてお尋ねしたいと思っております。

○議長 田中 二三輝君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

教職員の働き方改革に対する見解についてお答えいたします。

これまで土曜、日曜、長期休業中も含めた時間外に教材研究や指導案づくり、学級だよりや成績の集計、家庭訪問と長時間の勤務をしてきた教職員が多くおります。働き方改革が示されたことにより教職員の日常に光が当たってきたことは大変意義があることだと思います。

次に、今後の対応についてお答えいたします。

教職員の働き方改革の具体的な業務の精選や負担軽減を図るには、それぞれの業務について見直し、削減して良いのか、業務を負担する組織をどう構築していくのか、人材の確保等の検討が必要です。また、管理職、特に校長によるリーダーシップやマネジメント力が求められますし、町教育委員会としての連絡調整力や指導力を発揮していくことが重要になってくると考えます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

以上で西藤典子君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内 利一君の質問を許可します。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問はくらて病院についてということで、町長も選挙期間中これが大きな争点となったものと思いますが、くらて病院の建設は今後どのようにされるのかお聞きしたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

くらて病院の建設につきましては、私が当選して9月10日が初登庁でした。その当日から河野理事長とお会いしまして、9月28日まで合計6回ほどお会いをしています。また町の執行部、くらて病院の事務局とも合計9回ほど合って議論を進めています。そしてかなりのところまで議論は進んでいます。

いま最終的な詰め段階にきていますので、あと数日猶予をいただければご報告出来るのではないかとこのように考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

河野理事長と事務局とかなりの会合をされているということで、まだ結論は出ていないということで理解していいのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程言いましたように、今、ほとんど詰めの段階にきています。ほぼ結論は出つつあるということです。あと数日猶予をいただければ最終的な結論に至るところまで来ています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

結論が出ていないということは、いま公表するわけにいかないということでしょうから、結論が出た時点で全協なり何なり、そういうもので議会にちゃんと報告していただきたいと思います。

次に、庁舎についてご質問させていただきます。

庁舎の建設の今後の予定はということでお伺いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

役場庁舎の建設については、業者選定方法を巡り設計関係費用が予算化されなかったということで、鞍手町庁舎等建設基本計画に上げる平成32年度末への移転建替完成というスケ

ジュールは大変厳しい状況と今なっています。

しかしながら、私自身は議員をさせていただいた時にも率先して役場庁舎の建替えについては言及しておりましたし、必要であるというふうな認識ははっきり持っています。

現在の計画では、総合福祉センターについては閉鎖し売却するという事になっていますが、私自身はこの存続についても、選挙期間中町民の皆様にもはっきりとお示しをしています。そういったことから今後このことについても検討をしていきたいというふうに思っております。現、建設基本計画については、当然ながらスケジュールも含めて見直しが必要であるというふうに考えています。建設基本計画の策定にあたり、これまでご尽力いただきました鞍手町庁舎等建設検討委員会委員の皆様や、住民アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様のご意見は当然参考にさせていただきますし、近々に庁舎建設に関する住民説明会を開催したいというふうにも考えています。そして広く町民の皆様のご意見を頂戴して計画の見直しに盛り込んでいきたいというふうに思いますので、今しばらくお時間をいただきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

庁舎の件ですけれども、今回議案第70号で総務課の庁舎等建設推進係から庁舎等建設費として3,000万円上がっています。これの内容を説明していただきたいと思います。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この庁舎等移転建設事業費の中で、今回の補正で3,000万円の事業費を追加しております。これは小牧墓所の移転につきまして造成事業費を追加するものであります。

この小牧墓所の移転につきましては、これまで多くの墓石管理者のご協力を得ながら平成30年度末を目処として移転改葬を進めさせていただいております。現在のこの小牧墓所があります文化体育総合施設内の北側用地につきましては、庁舎等の建設候補地ということでこれまで上がっておりましたけれども、将来の鞍手町のまちづくりを進めて行く上でも、いろいろな用途が考えられる重要な用地であるというふうに考えておりますので、この小牧墓所の移転につきましては、進めてまいりたいということでこの事業費を上げております。

以上です。

○議長 田中 二三輝君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

予算上は庁舎等ということになっていますが、庁舎が先々どういう計画になって行くかというのはまた今後いろいろ検討されて、場所的なものとかいろいろなものが変わる可能性もあるのかも知れないと。そういうことも考えて取り敢えず今まで進めて来たものに関しては

地権者の方々に迷惑をかけないように一応処理をすると、そういうふうな動きでこの予算が上がって来ているのだらうと思います。

それはいいのですが、今後早い時期に庁舎のことにしてもどうして行くかということは決めていただきたいと。先程ちょっと、通告には出ていないのですが、先程ちょっと町長が言われました福祉センターの払い下げの件に関しても、これは見直す可能性があるかと。

これは鞍手ブロックチェーンビレッジ、そういうものといろいろな話し合いがこれから当然必要だと思いますので、その辺もちゃんとして行っていただきたいと。

先程もちょっとスルーしましたが、くらて病院についても大体河野先生と以前お話をした時は、やはり病院を早急に建ててくれということで、そうしないと先生も集まりにくいというようなことを聞かされています。だから早急に、数日以内には結果が出るのでしょうか、計画どおりのくらて病院を今後進めて行っていただけるように私は思いますので、その辺をよろしくお願いしたいのですが。

今後早い内に結果、結論、町長が変わられていろいろなものが変わって行くと思うので、そういうものは早い内に知らせていただきたいと、そういうことで質問を終わります。

**○議長 田中 二三輝君**

以上で竹内利一君の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時10分

**○議長 田中 二三輝君**

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

9番議員 鯨坂 省治君の質問を許可します。

**○9番 鯨坂 省治君**

通告に従いまして一般質問をいたします。

始めに、待機児童対策についてです。

平成30年6月15日「経済財政運営と改革の基本方針2018」の主な事項として、20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかりすぎることからが最大の理由であり、教育費への支援を求める声が多くなっています。

子育てと仕事の両立や、子育てや教育に掛かる費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっています。このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策の一つである。

さらに、幼児教育が将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もあります。諸外国においても3歳児から5歳児の幼児教育については所得制限を設けずに無償化が進められているところがあります。

意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保、遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消と基本方針となっています。

現在、鞍手町には次の3箇所の公立保育所と2つの私立保育所があります。

町立、私立合わせて全体で定員420名となっております。

剣第一保育所は90名、西川第一保育所が60名、古月保育所が90名。

私立では、鞍手あゆみ保育園100名、鞍手のぞみ保育園80名となっています。

鞍手町に住めば、子どもをすぐにでも保育園に預けられて共働きができ、暮らしも楽になると他の自治体から移って来られた方も、昨年からの待機児童問題という話が出て来て、折角鞍手町の新しく住民になられた方も保育園に入園することができず働けない状態で困っていると私は聞いております。

現在の待機児童の人数は何人でしょうか。町長、お願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

待機児童の人数ということですので、それにつきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現在の待機児童の人数というお尋ねでございますのでお答えさせていただきます。

平成30年9月1日時点で、保育所への入所申込みを行い、入所に至っていない児童が12名います。この内、3名が特定の保育所への入所を希望しており、希望している保育所以外への保育所へ入所出来る状態であるのですが、そこには入所せず待機している児童で、いわゆる私的理由による待機児童が3名いらっしゃいます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

今言われた12名、私的待機児童は3名ということですが、先程言いましたが定員が420名となっておりますが、定員割れの待機児童ということになるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

定員割れではございません。保育士の確保が出来ないために待機児童が発生しているものでございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

そうすると、一応420名の児童は入所しているということによろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

定員いっぱいではございません。いま入所しているのは申込みがあった児童のみとなっております。その中に保育士の確保が難しいことから12名の待機児童が発生しているという状態でございます。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

待機児童につきましては、定数としては、議員が言われたとおりあるのですが、保育士さんの人数が足りなくて、例えば0歳児3人に1人の保育士というように、児童あたりに保育士の数が決まっております。その定数を今のところ各保育所で充足出来ていないということが待機児童が発生した主な理由になります。ですから、定数いっぱい子どもさんが預けられているというわけではありません。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

分かりました。次の質問に移ります。

幼児教育無償化は2019年4月に5歳児の子どもを先行してスタートし、同年の10月から全面的に無償化が始まる見込みです。その意味で言えば2018年度は従来どおり保育所、幼稚園に我が子を通わせるためのお金が掛かります。

なぜもっと早くやってくれないのかという親子さんもいると聞いています。どうして29年4月で5歳児、同年10月に全幼児というタイミングなのかというと、幼児教育の無償化の財源として2019年10月に予定している消費税の増税分を見込んでいますからです。

対象児の年齢で条件が異なります。

幼児教育といっても、いわゆる0歳から2歳の未満児、3歳から5歳の年少から年長まで以上児と大まかに言って2段階にステージが別れています。未満児と以上児で無償化の対象者は異なってきます。

0歳から2歳までは年収250万円未満の住民税非課税世帯、認可施設は無償化、認可外施設は金額に上限があり補助があります。

3歳から5歳、年収や家庭環境などに関係なく、認可施設は保育所、幼稚園、こども園のいずれも無償化になると。認可外施設は金額に上限があるということで、未満児は所得制限が設けられていますが、認可外施設は金額に上限が最大4万2,000円まで。

このような制度で認可外の保育所やベビーシッターなども対象になりますが、金額に上限が制定されています。

0歳から2歳までの未満児を認可外施設に預ける場合は月額4万2,000円、3歳から5歳の子どもを認可外施設に預ける場合は3万7,000円、認可外の保育は高額となるケースも多いため、家計にとってはかなりプラスになりそうです。

また、認可施設である幼稚園で一時預かりのサービスを受ける場合も上限3万7,000円までとなります。このように、2019年10月から幼児教育無償化による待機児童の増加の傾向を町長にお聞きいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

増加傾向につきましては、引き続き福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

2019年10月からの取組みにつきましては、議員のおっしゃるとおり私共で現状で把握している内容については次の2点でございます。

まず1点目といたしましては、3歳から5歳までの全ての子ども達の幼稚園、保育所、認定子ども園の費用を無償化するというところでございます。

2点目といたしまして、0歳から2歳児につきましては、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めるものとなっているものでございます。幼児教育無償化による待機児童の増加傾向につきましては、制度導入前でもあり把握は出来ておりませんが、無償化の対象が保育所のみならず幼稚園、認定こども園、認可外保育施設に及んでいること、また保育所については、入所にあたり保護者に保育が必要な理由が必要となることから、保育所への入所希望者数については急激な上昇傾向を示すものとは想定しておりません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

認可施設においてはそういうふうに今言われた、上昇傾向にはないということでお答えいただいたのですが、もう一つ、無償化による町の収入や負担など、まだこれは詳しいことは県の方、国の方から下りて来ていないということですが、分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

現在の地方交付税交付金の算定の仕組みについて説明させていただきます。

この仕組みが無償化後も維持されるものが前提ということで話を進めさせていただきますが、これらの市町村の負担増分は地方交付税交付金の算定基礎となる基準財政需要額に算入されることから、地方交付税の交付金として措置されるものと考えております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

地方交付税の算定金で交付されるということで、これは全額交付されるという話になるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

その確定的な数値はまだいただいておりません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

分かりました。

次に、保育料が無償化によって、今まで家庭内で祖母、親御さんなどが家庭内保育していた方も無償化によって保育所にとする方が増える傾向にあるのではないのでしょうか。それによって、今まで待機児童はありますが、待機児童を解消するための対策はどのようにお考えでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

待機児童を解消するための対策はというお尋ねでございますので答弁させていただきます。

現在、当町に待機児童が生じている最大の要因は、町立保育所において必要な保育士の保育士数が確保出来ていないことにあります。このため、本年2月に鞍手町立保育所統合に係る基本構想を策定し、平成30年度末に西川第一保育所、31年度末に剣第一保育所を閉所し、平成32年4月には古月保育所に全ての保育士を集中させ、効率的に配置することで受入児童を増加させることとしております。

これらの町立保育所の取組みに合わせて、私立保育園に関しましても、鞍手あゆみ保育園が現在100名の定員を平成31年4月には30名増の130名とする計画としております。また、鞍手のぞみ保育園につきましても、平成32年4月には現在の80名の定員を20名増の100名とする計画としております。

その他、町立保育所の保育士確保方策といたしまして、正職の保育士について平成31年4月から新規に2名程度の採用を予定し、現在採用試験を行うこととしています。これらの



方策を着実に実施して行くことで待機児童を解消することを目指しております。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

段階的に町立保育所を閉鎖していくという構想ですが、そうすると数字的に私立であゆみ100から130、のぞみ80から100、この数字を上げたとしても一つ、二つ減った分だけ定員が減るわけで、待機児童は益々増えて来る、簡単な数字の計算ではそうなるのではないのでしょうか。そここのところをお願いします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁で言いましたように、定員をオーバーして待機児童が発生しているわけではなくて、それぞれの3保育所の中で保育士の数と利用者の児童の数にアンバランスが生じています。それで定数とは別に保育士が不足するために待機児童が出ているわけです。そういった意味から1園に保育士さんを集中することによって、児童と保育士のアンバランスを解消するということから、待機児童の解消に努めたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

いま町長が言われました定数ではなく、児童と保育士のバランスをとって、それで待機児童を無くす施策をされるということで、大切になってくるのは保育士の確保です。

次に、保護者や保育者の悲痛な叫びが全国各地に広がっています。国はようやく待機児童解消や保育士の処遇改善のために重い腰を上げようとしていますが、これまでの国の施策は規制緩和や基準の弾力化が中心であり、その延長線上では問題の解決が図れないことは明らかです。

何より、こうした施策は幼い子どもの生命と安全を脅かすものになることを危惧します。

幼い子どもの成長、発達と子育てを家庭を支える保育という重要な仕事を専門職である保育士が誇りを持って進めるために保育士の処遇改善など、抜本的な見直しが必要です。これなくして保育士確保と待機児童の解消はありえません。重い責任に見合わない低賃金と保育士は言われています。

その中でも潜在保育士は、潜在保育士といいますと、免許は取っているのですが、保育士の仕事を今なさっていない方、こういう方は63.6%もいます。保育士として働かない理由に給与の低さが上げられています。2015年度の公定価格、国が定める保育の費用では、保育士の賃金、本俸基準額を月19万9,920円としています。非常に不十分なものです。実際の保育の現場では、国基準以上に保育士を配置しています。多くの保育士が働けば、

1人あたりの賃金は国の見積りよりも少なくなってしまう。常勤者でも手取り12万円とか15万円などの実態が報告されているのはそのためです。

国の配置基準に保育士を配置しなければならない要因は、国の配置基準は国際的にも非常に貧しいという政治上の問題にあります。例えば、4歳から5歳児は子どもの30人に保育士1人の配置となっていますが、それでは1人1人の子どもに丁寧にかかることは出来ない。多くの保育士は国の配置基準以上に保育士を配置していることが現状です。

また保育所では、10時間から12時間の開所が一般的ですが、国の配置基準はこのような長時間保育に対応した基準になっていません。開所時間や子どもの在園時間が年々長期化の中で子どもの人数にあわせて必要な保育士を配置せざるを得ないのです。

労働条件の厳しさも保育士不足の要因です。保育士は幼い子ども達の生命を守り育てると同時に、保護者支援、地域支援等も行う専門職であり、日々の保育にあたっては高い知見と技術、職員からの共同が求められますが、それにふさわしい労働条件が保障されているとは思えません。国の配置基準の貧しさから、現状では保育士の1日の勤務時間8時間すべてを子どもの保育にあたらなければならなくなっています。例えば、子どものお昼寝中に子どもの安全を確保しながら連絡帳を書くようなことが日常化しています。

鞍手町では、平成30年の嘱託職員の人件費を見てみると、保育士は看護師と保健師に比べて3万円から4万円少ない人件費で働いておられます。

同じ命を預かる仕事でこれだけの差があるのはおかしいと思います。

幼い子どもの成長、発達と子育てと家庭を支える保育という重要な仕事を、専門職である保育士が誇りをもって進めるためには、保育士の処遇改善など抜本的な見直しが必要です。これなくして保育士確保と待機児童の解消はありえません。保育士というのは、職は少しでも子どもから目を離せば事故につながる大変な仕事ではないでしょうか。そのことをもっと社会全体が認めて処遇改善するべきではないでしょうか。

いまのことを踏まえ、町長に保育士の人件費改善の考えをお尋ねします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

一般的に地方公務員の給与につきましては、民間給与と共に国家公務員の給与水準との均衡に十分留意することとされています。このことから、本町の人事給与制度においては従来より国家公務員の給与制度に準拠してまいりました。

保育士を含む福祉職においても初任給基準表、級別資格基準表、福祉職給料表ともに国家公務員と同一のものを使用しており、今後も国家公務員準拠で進めてまいりたいというふうに思います。

また平成30年度末で西川第一保育所を、31年度末で剣第一保育所を閉所し、平成32年度からは古月保育所に統合する予定となっております。現在不規則な雇用を行っている臨時嘱託職員の皆様については、減員をさせていただき、正規職員の比率を増やすように計画

をしております。

なお、現在平成30年度職員採用試験において保育士2名程度を募集しております。31年4月の採用に向けて現在選考を行っているところです。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

今までの方は正規職員に上げられるということで、また2名の方を入れられるということで、閉所されても定数とは別にバランスをとって待機児童を出来るだけ早くなくしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

小学校の環境改善についてですが、教室にエアコンはなく気温は35度に達していたという。全国で記録的な猛暑が続き、愛知県豊田市ではこの夏熱中症で児童が亡くなる痛ましい事故がおきました。

全国的な話題と世論の高まりを受け、未設定市町村での普通教室のエアコン設置決定が相次いでいます。普通教室の設定率は全国で5割、福岡県内65.5%、60市町村未設定は27、喫緊の課題であり、28度が望ましいとした文科省通知があります。

特別教室や避難所となる体育館の設置が必要。国に対しても財政措置強化、予算増とか補助率引き上げなどを求める意見書も必要ではないかと思えます。

今回予算でも10款2項小学校費で小学校施設整備事業費で設計測量委託料2,152万9,000円が上がっています。

全ての小学校に酷暑対策のエアコン設置の考えを町長にお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在鞍手町では、各小学校に保健室、職員室、校長室、事務室にエアコンを設置しております。先程質問者が言われましたとおり、9月の補正予算で各小学校の普通教室と図書室のエアコン設置について設計業務委託費を計上しています。早期に各小学校の普通教室と図書室についてはエアコンを設置したいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

普通教室と図書室に設置されるということです。これは早急に急ぐもので来年の夏前までには出来上がるように検討されているのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

早期に付けたいというふうには考えています。ただ国の方では補正予算でエアコン設置についても補助金等の議論があるというような話も聞いています。それで今のところ単費で全小学校にエアコンを設置するということになりますと財政負担もかなり大きいわけですので、やはり国のそういった動き、動向を考えながらエアコンの設置に向けて早期に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

そうすると単費ではやらないで、国の補助金でやるということですから、これはまだ先になるという可能性もあるということですか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先になるかどうかというのも、それこそ国の動向次第ということになります。今までの国の動きからしますと、ぎりぎり補正を付けて来るという可能性もありますので、その辺がまだはっきり動向としては掴んでおりません。ですから来年の夏のことを考えれば本当にそれに間に合うようにという考えではおりますが、とにかく設計の業務委託費を計上して、財源がどうなるかは別にして、とにかく付ける体制だけは整えておきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

一応体制を整えて、早急に国の方の予算でされるということですね。

今の普通教室と図書室に一応は設置するということですが、体育館なども今年の夏は35度以上の猛暑日が、気象庁の過去のデータを見てみますと、福岡県では7月に3日間35度以上あります。7月9日から連日、8月に入っても毎日30度以上になっております。これは今までの暑さとはちょっと違うものが今年はありました。

福岡県の中でも死者の数も熱中症で亡くなられた方が29名、前年度は18名だったのですが、やはり10名以上多くなっています。

35度以上は生命が危険な気温ですので、体育館の中も同じ35度以上になります。運動は出来ません。体育館が35度以上になると学校の方ももちろん運動中止をされていると思いますけれども、早く体育館にもエアコンをお願いしたいと思います。

今年の7月6日の大雨の時に避難指示が出ました。各避難所に多くの方が避難されて来ましたが、避難場所によっては冷房が効いている中央公民館やくらの里は快適でしょうが、他の小学校は体育館で皆さんその晩を避難されました。とても暑くて車の中で非難されている方がいらっしゃいました。そういうこともあり、今後体育館等もエアコン設置、教育の面

と防災の面で必要になってくると思います。

今の状態で体育館は検討されてないと思いますが、災害があった場合、教室にエアコンを付けられた場合、体育館でなくて一時的に教室の方も使えるようなことにしていきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

7月の豪雨の際に小学校の体育館に避難された方につきましては、ご不便、ご不快な思いをさせたということで報告を受けておりますし、この場でお詫びを申し上げたいというふうに思います。

避難場所としての体育館を開放することについては、災害時の避難場所として暑さ対策、いま質問者が言われましたような暑さ対策、またトイレの利用について配慮させていただいて、例えば、校舎の一部を開放するという事などを今後防災担当と協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯉坂省治君。

○9番 鯉坂 省治君

そのように進めていただきたいと思います。今言われましたトイレの方も、自分は剣北小学校校区なんですけど、体育館横のトイレが和式の状態で高齢者とかはちょっと出来ない状態で、校内に入れば洋式のトイレがありますからできますが、そういうのもちょっと改善の余地があると思います。

次の質問に移ります。

昨年3月議会で、公共施設のトイレの改善状況を質問いたしました。

今回トイレの洋式化の進捗状況はどのようになっているかお聞きいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

トイレの洋式化の進捗状況です。

平成25年6月で、まず宇田川議員の方からご指摘を受けまして、各学校で男女のトイレごとの洋式トイレを設置しております。この内容につきましては、質問者が言われましたように鯉坂議員が29年3月議会でトイレの洋式率で質問をされ、前町長が答弁をさせていただいております。

洋式のトイレ数は、児童、職員用合わせて剣南小学校が6箇所、剣北小学校が10箇所、古月小学校が6箇所、西川小学校が4箇所、新延小学校は4箇所、室木小学校は6箇所を校舎内に設置しております。体育館や野外のトイレは洋式トイレは設置しておりません。

今年度は古月小学校のトイレの便器の破損に伴い洋式トイレに改修する予定です。今後は

現在あるトイレが破損した場合、その都度洋式トイレに改修をして行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 田中 二三輝君

鯨坂省治君。

○9番 鯨坂 省治君

トイレを今後壊れた所だけ洋式化していくという話ですが、まだまだ全部の洋式化になっていないと思います。子ども達は休み時間は短いです。10分ぐらいしかありません。その中で排便する子どもは洋式なら出来るのですが和式は出来ない、我慢して授業をするとお腹の健康状態というのが悪くなったりしますので。いま家庭で和式というのはほとんどありません。小さな子どもさんのところはほとんど洋式になっております。和式を見てどうしてしたらいいかということですから一刻も早く。

町長が言われるように、高齢者、障がい者、子ども達を生き生きと暮らせる町に身近な環境改善をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にもう一度町長のお考えをお聞きします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小学校のトイレについては、以前私が議員をさせていただいた時も課題として認識はしております。そういった意味で、いま質問議員が言われることは重々承知をしているところであります。一方、なかなか今回もエアコンを設置すると大きな財政負担を負うことにもなります。そういった意味でトイレというのは一刻も早くということに間違いはありませんが、それが早急に改善に向けてという取組みをこれから考えて行くということで検討して行くということに、私としてははしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 田中 二三輝君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山 由紀生君の質問を許可します。

○12番 須山 由紀生君

通告に従ひまして質問をいたします。

今回は障害者雇用促進法について質問をいたします。

障害者雇用促進法では、障がい者が極普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活出来る共生社会実現の理念のもと、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があると謳われています。

そこで新町長にお尋ねします。

現在中央省庁では雇用する障がい者数の水増し問題が非常に問題になっております。中央省庁は昨年の障がい者雇用数を約6,900人と発表していましたが、これまでに少なくとも11の府省庁で水増し問題や、その疑いが判明しています。

また厚生労働省が定めるガイドラインに反して障害者手帳などを確認せずに雇用率に算入していた人数は全体の半数程度の3,000人台に上るとマスコミの各社が報じています。このように障がい者の雇用促進や差別解消について地方だけでなく、国レベルでの意識の低さが問われているところがございます。

私は2012年より障がい者の雇用問題や差別解消の問題など、障がい者全体の障がいのある方に対するの考えや認識を歴代の町長に伺ってきました。そこでこういったことを含めて改めて新町長にお尋ねをいたします。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

障がい者の雇用促進や差別解消法についての私の考えはということです。

私自身も障がいをお持ちの方については、従前からずっと取り組んでまいりました。そして、いま議員が言われましたように、障害者雇用促進法また障がい者差別解消法についても私自身障がいのある、なしに関わらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、障がいをお持ちの方が住み慣れた地域で必要な支援を受けることで自立と社会参加を実現して行くという町をつくっていきたいということを目指しています。

そういった町に少しでも私は今後尽力していきたいというふうに考えています。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今の答弁が町長の障がい者に対するの基本的な考えだということ念頭に置きまして次の質問に移ります。

冒頭にも申しましたが、障害者雇用促進法では全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があると。その対象となる事業主の範囲が本年の4月1日以降、従業員50人以上の企業から45.5人以上に変わっております。そして、その雇用率は2%から2.2%へ引き上げられております。その他にも、毎年6月1日時点の障がい者の雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。また、障がいの雇用の促進と継続を図るための障害者雇用推進者を選任するように努めなければならない等が義務付けられております。

そこでお尋ねをいたします。

このような企業や団体が、現在町内に何社ぐらいありますでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今のお尋ねにつきましては福祉人権課長から答弁させます。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

障がい者を雇用しなければならないと義務付けられている町内企業は、またその雇用率はどういうお尋ねであるということで答弁させていただきます。

議員がおっしゃいますように、平成30年4月1日から障害者雇用促進法が改正され、障がい者の法定雇用率が引き上げられました。民間企業においては前年度までの2.0%から2.2%となりました。また障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が広がり、従業員50人以上から45.5人以上となっております。

この障がい者の雇用状況については、厚生労働省の29年6月の集計結果では、民間企業の雇用状況は都道府県ごとには公表されておりますが、市町村ごとには公表されておられません。そのため、鞍手町の状況は把握出来ておりません。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

町内の企業の雇用率等は全く調べられていないということですか。

○議長 田中 二三輝君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先だって福岡労働局に問合せを行いました。これにつきましては、情報開示請求による資料請求を行えば10日から2週間程度で回答出来るということでございました。本日の一般質問には間に合わないため、現時点では鞍手町の状況は把握出来ておりません。

以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

また後ほどその分は調べていただいて分かりましたら教えて下さい。

次の質問に移ります。

本庁の障がい者の雇用実態についてお尋ねいたします。

先程も述べましたように、中央省庁による障害者雇用率の水増し問題で国の行政機関の8割にあたる27行政機関で不適切な算入が横行していたことが明らかになっています。これは、障がい者雇用の旗振り役となる筈の国による大きなルール違反だとある新聞は報じています。私個人の見解で申しますと、これは本当にもの凄くずさんな、不正とも言えるような不適切な行為ではないかと思っております。

また、どの新聞でも、政府が決定した公務員削減方針を受けて策定された定員合理化計画が、今回の障がい者雇用の水増し問題の背景にあるのではなかろうかと、そういったふうに報じているところもあります。



企業の法定雇用率引き上げと同様に、国や地方公共団体も平成30年4月1日以降、現行2.3%から2.5%に引き上げられています。

そこでお尋ねをいたします。現在の本町の障がい者の雇用人数と雇用率はどのようになっていますでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

障がい者の雇用人数、雇用率、障がいの内容について総務課長より答弁をさせます。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

ご質問にお答えします。

本町での障がい者の雇用人数は3名です。但し、重度身体障がい者については、その1人の雇用をもって2人の身体障がい者を雇用しているものとしてカウントすることが出来ます。

現在雇用している3名の内1名が重度身体障がい者であるため、法定雇用算定時の障がい者数は4名となっております。

先程質問議員もおっしゃいましたように、国、地方公共団体の障がい者雇用率は、平成30年4月1日から、それまで2.3%だったものが2.5%に引き上げられています。鞍手町の障がい者雇用率は平成30年6月1日現在で2.45%でございます。

地方公共団体の法定雇用率は2.5%であります。本町の基礎職員数、これは算定する基礎となりますが、これは163.5人です。これに法定雇用率の2.5%を乗じて得られる人数が4人となりますので、雇用しなければいけない障がい者数はクリアしている状況でございます。

尚、対象となる障がい者の障がいの内容につきましては、心臓機能障がい者1名、肢体不自由者2名となっております。また、本年2月にハローワークにおいて障がい者雇用枠を用いまして求人をおこなっております。4名の応募があります。男性1名、女性3名、障がい者の内訳は、障がい者が3名、精神障がい者1名の応募があります。採用面接試験の結果、その中から1名を本年4月から採用しております。以上でございます。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

法定雇用率ぎりぎり達成をしているということですね。いま聞きましたところ、これは心臓疾患の方も身体の障がいということですのでよろしいで使用しょうか。

今の答弁では、この3名の方を含めましてほとんどの3名の方が身体の不自由の方というふうに認識してよろしいでしょうか。分かりました。

中央省庁では雇用の際には自己申告だったり、酷い時には本人が知らない例もあったとい

うことですが、本町では身体障がい者手帳、知的精神の方はおられないので療育手帳や精神障がい者の保健福祉手帳の確認はないと思いますが、そういった身体障がい者手帳の確認はされて採用をされておりますでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

手帳で確認をしております。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

もう1点、障がい者の雇用の促進継続を図るために障がい者雇用推進者というものが義務付けられておりますが、こういったことの専任はされておられるのでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

その推進者の専任はしておりません。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

出来ればこういった障がい者の雇用推進者を選任していただいて、障がい者の雇用に努めて行かなければならないと思っております。

先程も言いましたように、3名の方全員が身体の不自由な方のようにですが、当初この法律は身体障がい者雇用促進法として制定されていましたが、その後、身体を外して障がい者雇用促進法と名称が変更されております。その後、1998年には知的障がい者、そして今年の4月には精神障がい者も雇用に努める対象として位置づけられておりますが、本町ではどうでしょうか。今後身体的な障がいの方だけでなく知的に障がいのある方や、発達障がいを含む精神障がいのある方達を雇用する気持、意志はおありでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

知的障がいをお持ちの方、また精神障がいをお持ちの方についても、私は以前からいろいろなところでふれあうこともありました。そして知的障がいの方が個別に、1人1人が状態が違うということも承知をしております。

本町としてそういった知的、又は精神に障がいのある方達の状況をどのようにして把握し、また例えば、どのような部所で雇用が可能なのかということについて、職種なども含めて今後研究していきたいというふうに考えております。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

そういった部所をこれから検討しながら精神の方、知的の方の雇用もやっていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長 田中 二三輝君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も申しましたように、知的障がいのある方、精神障がいのある方、本当に個別、1人1人の状態が全然違うのですね。そういった状況を見極めるということはまず必要になります。と同時にそういった方達がどの部所のどのような職種に就いていただけるのか、それが可能なのか、また継続して勤めることが可能なのか、そういったことも含めて検討する必要があります。そのことについては研究も必要というふうになりますので、今後は研究し検討して行きたいというふうに思います。

○議長 田中 二三輝君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

町長の言われることはよく分かります。私も前職では10年以上も知的障がい者、発達障がい者を含む身体障がい者、それから脳性小児麻痺の方、いろいろな障がい者の方の部所、職場を支援してきましたので、いろいろな知恵を持って、いろいろな回りの職員の方達のフォローで必ず出来るのではないかと考えております。ぜひそういったところを考えられてやっていただけたらいいなと思っています。

本当に障がいのある方でも健常者と同じように働きたいという就労意欲は皆さん同じだと思います。どうしてもいろいろなハンディキャップがあるために就労する場所や条件が合わなかったりとか、いま言われたように少なかったり、雇用する側としても一歩構えてしまう傾向があるのではないかと思います。しかし、そういう問題を解決するためにこの雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置として合理的配慮の提供義務が定められるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑みて精神障がい者が雇用率の算定基礎に加えられたのだと思います。

他の多くの自治体でも、本町と同じような雇用状況の自治体が多々あるのではなかろうかと私は思っております。ぜひ他の自治体に先駆けて障がい者が職場で働くにあたっての多くの支所を改善する措置を講じていただいて、どのような障がいがある方でも平等に安心して安全に就労出来る体制づくりに勤めていただきたい。

神奈川県の川崎市では、従業員86人の内の7割を超す知的障がい者が物作りの中核を担っている、こういった民間企業もあります。これはテレビ、新聞でも報じられております。

近い将来に新庁舎建設も実現するかと思います。先程建替えは必要だと町長が述べられま

したので、ぜひこの建設計画の中にも障がい者の就労が出来るようなポジションを取り入れてもらえればと思っております。再度答弁をお願いします。

○議長 田中 二三輝君  
町長。

○町長 岡崎 邦博君

地方公共団体の責務として積極的に雇用するということは当然のことでもあります。質問議員が言われることは重々承知もしておりますので、新しい庁舎が出来ました折には、そういったことも検討して、障がいをお持ちの方の雇用を考えたいというふうに思っております。以上です。

○議長 田中 二三輝君  
須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

今の答弁よく分かりました。私が今お願いしたようなことが実現すれば、町長が就任の挨拶の中で言われていました、高齢者や障がい者が生き生きと元気に暮らせる町を実現して行かなければならないとあります。こういったことも現実味があり信憑性が増して行くのではなかろうかと思っております。

ぜひ、期待をいたしまして私の質問を終わります。

○議長 田中 二三輝君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日2日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日2日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 15時14分